

## 最低工賃の改正決定に関する公示

### 埼玉労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県足袋製造業最低工賃（令和5年埼玉労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年4月16日

埼玉労働局長 片淵 仁文

#### 埼玉県足袋製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる工程の区分に応じ、婦人用足袋（並級のもので、かつ、4枚こはぜのものに限る。）10足につき、右欄に掲げる金額

工程	金額
足踏み通し	84円39銭
掛け押し縫い	63円58銭
こはぜ付け	85円55銭
羽縫い	121円38銭
甲縫い	119円07銭
尻止め	63円58銭
つま縫い	263円57銭
まわし縫い	89円02銭
アイロン仕上げ	310円97銭

備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持並びに使用に要する経費及び電力費その他の必要経費を除くものとする。

4 効力発生の日 令和8年5月16日